

## I 施設の目的及び運営の方針

### (運営規程設置の主旨)

第1条 この規程は、医療法人社団明徳会が、社会福祉法、老人福祉法及び介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づいて設置する**ケアハウスゆとりの郷**（以下「施設」という。）の適正な運営と入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために、管理運営に関する必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

### (施設の目的)

第2条 施設は、法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、施設が居宅であることを踏まえながら、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本とした、心にゆとりをもって安定した生活及び充実した生活を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 施設は、入居者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるように努めていくものとする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその場の立場に立ってサービスの提供を行うように努めていくものとする。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、浜松市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていくものとする。

4 施設は、安定かつ継続的な事業運営に努めていくものとする。

5 施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (入居資格要件)

第4条 施設の入居者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

(1) 60歳以上の者。要介護1以上の者。ただし、その配偶者や三親等以内の親族が共に入居する場合は、いずれか一方が60歳以上で要介護認定1以上の者であれば、もう一方が自立又は要支援でも利用が可能。

(2) 家族との同居が困難である者。

(3) 伝染性疾患がなく、かつ問題行動を伴わず共同生活が可能である者。

(4) 所定の利用料金を継続的に支払うことが可能である者。

(5) 親族代表者が身元保証人である者。諸事情により困難な場合は、後見人制度等の公的制度を用いて身元保証人の代理を立てることができる者。

(サービス提供の方針)

第5条 施設は、入居者に対して安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供できるものとする。

2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

## II 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の人員基準及び職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員の人員基準及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

施設長は、理事会の決定する方針に従い、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に必要な指揮命令を行う等、施設の運営管理を統括する。

(2) 事務員 1名

事務員は、庶務及び経理事務に従事する。

(3) 生活相談員 1名

生活相談員は、入居者からの生活相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図り、入居又は退居に際して必要な調整を行う。

また、苦情の内容等、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行う。

(4) 看護・介護職員 10名以上(内看護職員1名)

看護職員は、常に入居者の健康状況の把握に努め、健康保持及びそれに伴う支援を行う。

介護職員は、入居者の心身に状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援を行う。

(5) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名以上

計画作成担当者は、地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する入居者に対して、地域密着型特定施設サービス計画を作成する。

(6) 機能訓練指導員(理学療法士又は作業療法士) 1名

機能訓練指導員は、地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する入居者に対して、機能訓練計画書を作成し、心身機能維持向上に努める。

2 前項に掲げる職員数については、それぞれ必要に応じて、増員することができるものとする。

### Ⅲ 施設の名称等および入居定員

(事業所の名称等)

第7条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ケアハウスゆとりの郷 【2297200251】

所在地 静岡県浜松市浜北区平口2435-1

電 話 053-585-1507

(入居定員及び居室数)

第8条 施設の入居定員は、29名とする。

2 居室数は29室とする。

### Ⅳ 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他費用の額

(サービスの内容)

第9条 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(2) 入浴の提供

施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供し、適切な方法により入浴又は清拭を行い、入居者の清潔の保持に努める。

(3) 相談及び援助

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行うものとする。

(4) 居宅サービス等の利用

施設は、入居者が居宅サービス等の利用が必要な場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行うものとする。

(5) 社会生活上の便宜の供与及びその他の日常生活上必要な便宜の提供

① 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

② 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

③ 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努める。

④ 施設は、要介護認定の申請等の行政機関への手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行

うものとする。

(6) 機能訓練

施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(利用料その他の費用の額)

第10条 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。利用者負担額については、厚生労働大臣が定める基準による額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 ケアハウス月額の利用料は、別に定める重要事項を記した文書(重要事項説明書)の額とする。

3 前2項に定める利用料(以下「利用料」という。)は、毎月末日に締め切り、翌月末日までに所定の方法により支払うものとする。

4 利用料の支払い方法は、口座振替、振込みまたは現金(所定受付窓口)のいずれかとする。

5 入居又は退居にともなって、1か月に満たない期間を利用した場合の利用料は、日割り計算によって精算するものとする。

6 サービスの提供に要する費用の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降年1回、入居者自身の収入等に関する検証書類を添付し、施設長に対して申請を行うものとする。

## V 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

(1) 食事は、特段の事情がない限り施設が提供する食事を利用する。

(2) 面会は、午前7:00~午後7:30。

(3) 消灯時間は、午後9:00。

(4) 飲酒、喫煙は原則禁止。

(5) 火気の取扱いは、原則禁止。

(6) 設備、備品の利用は、職員の許可を必要とする。

(7) 所持品、備品等の持ち込みは、職員の許可を得て原則自由。

(8) 金銭、貴重品の管理は、利用者各自とする。

(9) 宗教活動は原則禁止。

(10) ペットの持ち込みは原則禁止。

(11) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。

(12) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

## VI 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 施設には、消火設備、非常放送用設備等、非常災害時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に施設職員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)同法人併設事業所から任命する事も可能とする。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

1 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年 2 回以上

2 利用者を含めた総合避難訓練.....年 1 回以上

3 非常災害用設備の使用方法の徹底.....随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(7) 当施設は、総合避難訓練に規定する訓練の実施に当たって、地域住民と合同に行えるように連携に努める。

(業務継続計画の策定等について)

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

4 業務継続計画は、法人内事業所等と連携を図るように策定する。

## Ⅶ その他施設の運営に関する重要事項

### (記録の整備)

第13条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存することとする。

- ① 入居者に提供するサービスに関する計画。
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録。
- ③ 第23条に規定する、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録。
- ④ 第22条に規定する苦情の内容等の記録。
- ⑤ 第20条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録。
- ⑥ 運営推進会議における報告等の記録。

### (入居申込者等に対する説明等)

第14条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、署名もしくは記名押印をいただいた上で、サービスの内容等について入居者の同意を得て、入居契約を取り交わす。

### (入退居)

第15条 施設は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めるものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、当該施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めるものとする。

3 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画又は、施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は、介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

### (健康の保持)

第16条 施設は、入居者について常に健康保持に努め、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症における業務継続計画を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当施設における感染症における業務継続計画を整備する。

(3) 当施設において、従業者に対し、業務継続計画の周知や、遂行ための研修並びに訓練を行う。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 必要に応じて、鼠族、昆虫等の駆除を行う。

(協力医療機関等)

第 18 条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び協力歯科医療機関を同法人の下で運営する「十全記念病院」とする。

所在地：浜松市浜北区小松 1700 番地

TEL：053-586-1115

(緊急時の対応)

第 19 条 施設は、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに入居者の主治医、または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 20 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における事故防止対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事故発生防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、事故の発生又はその再発を防止するための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに浜松市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(6) 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

(7) 入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(苦情への対応)

第 22 条 施設は、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、その他の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 施設は、その提供したサービスに関し、浜松市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 施設は、浜松市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を浜松市に報告するものとする。
- 5 施設は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第 23 条 施設は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、入居者又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を必ず記録し、保管するものとする。
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。
  - (1) 身体的拘束等適正化のための指針を整備する。
  - (2) 身体的拘束等適正化対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (3) 介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。



(重要事項の掲示)

第 24 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(地域社会の連携)

第 25 条 施設は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

2 施設は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、浜松市が派遣する者が相談及び援助を行う事業等に協力するものとする。

(事務及び業務処理)

第 26 条 施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針に定められたところに従い適切な処理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第 27 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の服務規律)

第 28 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 29 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 28 条 職員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する。

3 この規程を定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規程は、2013年4月1日から施行する。

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2017年3月1日から施行する。

この規程は、2018年10月16日から施行する。

この規程は、2021年9月8日から施行する。

この規定は、2023年12月6日から施行する。